グループ通算制度における調整勘定対応金額の加算措置の見直し

一言解説	**調整勘定対応金額の算定の際に減額対象となる「株式の譲渡」から、全部取得条項付種類株式を用いた完全子会社化の手続等による株式の譲渡が除外されます。**

1．概要

通算法人について通算終了事由が生じた場合において、その通算法人（離脱法人）の株式を有する全ての法人がその通算終了事由が生じた時の属する事業年度の確定申告書等に調整勘定対応金額の合計額等の計算に関する明細を記載した書類を添付等しているときは、離脱法人の株式の帳簿価額は、離脱法人の簿価純資産価額にその調整勘定対応金額の合計額（買収プレミアム）を加算した金額とされます。

この場合に、離脱法人の株式を有する法人が通算完全支配関係発生日以前に離脱法人の株式の譲渡をしていたときは、調整勘定対応金額の算定に際して、その譲渡した株式に対応する金額を減額する必要があります。

2．改正の内容

投資簿価修正制度における調整勘定対応金額の加算措置について、通算完全支配関係発生日以前に離脱法人の株式の譲渡をした場合の調整勘定対応金額の減額調整の対象となる譲渡から、**全部取得条項付種類株式に係る取得決議による完全子法人化の際の離脱法人の株式の譲渡**が**除外**されます（ただし、上記の取得決議により交付を受けた上記の離脱法人の株式の価額がその譲渡をした株式の価額とおおむね同額となっていないと認められる場合は除かれます。）。

現行	改正案
通算完全支配関係発生日以前に行った株式譲渡は**全て**減額調整	株式譲渡のうち、**全部取得条項付種類株式に係る取得決議による完全子法人化の際の離脱法人の株式の譲渡（スクイーズ・アウト手続等）**によるものは減額調整の対象から**除外**（ただし、取得決議により交付を受けた上記の離脱法人の株式の価額がその譲渡をした株式の価額とおおむね同額となっていないと認められる場合を除かれます。）

留意事項　現行ではスクイーズ・アウトを経て通算グループに加入した場合、買収プレミアムの加算ができませんでしたが、本改正によりスクイーズ・アウトを経て通算グループに加入した場合でも、支払った買収プレミアムの加算が認められることとなります。

本資料の内容は、令和８年度税制改正大綱（令和７年12月19日与党公表）に基づき、弊社内にて検討のうえ概要を取りまとめたものです。今後公表される最終法案等にて本資料の内容から変更となる場合があることにご留意ください。